

第 5 章

計画の推進体制及び進行管理



5.1. 計画の推進体制及び進行管理

5.1.1 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、県民、事業者、行政の各主体が互いに連携・協力して地球温暖化防止の取組みを進めていくことが必要です。

(1) 県庁内における推進体制

地球温暖化防止対策の施策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内組織である「地球環境問題対策協議会」や「地球環境対策室」を通じて、各部局が連携しながら、地球温暖化対策に関する施策・事業の総合調整を図るなど、全庁的な計画の推進を図ります。

(2) 県民、事業者等との連携

県民や事業者等に幅広く、計画の周知を図るとともに、すべての主体が総力をあげて温暖化対策に取り組んで行くためには、各地域において、各主体が連携して取組みを推進する体制を整備する必要があります。

このため、各地域において住民、事業者、行政等が連携・協働して温暖化対策に取り組む基盤組織である「地球温暖化対策地域協議会」の設立及び活動を支援するとともに、地域の地球温暖化防止対策のリーダー的な役割を担う「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、地域レベルにおける実効性のある温暖化対策を促進する体制の構築を推進します。

また、広島県地球温暖化防止活動推進センターを中核とした、住民や地域協議会への研修や情報交流等を支援することにより、地域レベルの効果的な取組みを県全体へ波及させ、自主的な地球温暖化防止活動の輪の拡大を推進します。

(3) 市町村との連携

市町村は、地域住民に最も身近な行政機関であるため、地域の温暖化対策を推進するためには、きわめて重要な役割を有しています。このため、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画策定を促進し、地域における率先行動を推進していきます。また、市町村と連携しながら「地球温暖化対策地域協議会」の設立やその活動を支援し、地域における温暖化対策の取組み向上を促進します。

5.1.2 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するためには、各種施策や取組みについて総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しや必要に応じて新たな施策の展開を行う、マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れた計画の進行管理を行います。

(1) 計画の実施状況の把握

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するため、各部門における温室効果ガスの排出実態や各種施策・事業の進捗状況を定期的に把握します。

(2) 点検・評価及び取組み改善

温室効果ガスの排出状況や各種施策・事業の進捗状況について、総合的に点検を行い、その評価を踏まえ、必要に応じて新たな施策や取組みについて検討を行います。

県の施策については、庁内推進組織の「地球環境問題対策協議会」や「地球環境対策室」を通じて、点検・評価及び取組みの改善を行います。また、県民・事業者等の取組みについては、各種施策・事業の評価を行い、各主体の理解と協力を求め、連携を図りながら取組みを促進していきます。

(3) 地球温暖化対策実施状況の公表

県民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を着実に推進していくためには、正確な情報が適切に提供されることが必要です。このため、本計画に掲げた各種施策の実施状況や温室効果ガスの排出状況について、環境白書やホームページなどを通じて広く公表していきます。

